

議 第 2 0 号 議 案

「カジノ解禁推進法」の成立に抗議する決議について

「カジノ解禁推進法」の成立に抗議する決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年12月15日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

国会における「カジノ解禁推進法」の成立に抗議するため、富士見市議会として決議し、この案を提出します。

「カジノ解禁推進法」の成立に抗議する決議

カジノを解禁する「カジノ解禁推進法案」（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案）が12月14日、参議院本会議で採決され、可決した。世論調査でもカジノ解禁反対が5割を超え、与党の間でも意見が割れており、そもそも現時点での採決は言語道断である。

「カジノ解禁推進法」は、国際観光・地域振興、税収増を図るとして、カジノにホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する統合型リゾート（IR）をつくらせている。その中心はカジノであり、刑法の賭博禁止の規定を外し、民間事業者が営利目的で賭博場を開帳する民営賭博を国内で初めて認めようとするものである。

刑法で禁じられている賭博を可能にする本法に対しては、国会内外で、人々の射幸心をあおり勤労の美風を害することやギャンブル依存症の問題、犯罪を誘発することなど様々な観点からの反対論・慎重論が根強い。また、「読売」「朝日」「毎日」「産経」「日経」の全国紙も、それぞれ批判・反対の主張を掲載した。

今回の本法の成立にいたる過程は、世論を無視してまさに「強行」したものと言わざるを得ない。多くの懸念事項を残し、国民的な議論も行われていないもとの、成立したことを深く憂慮する。

よって富士見市議会は、「カジノ解禁推進法」の成立に強く抗議するものである。
ここに決議する。

平成28年 月 日

富士見市議会